【アメリカ】ウクライナ危機のインド太平洋地域への示唆を 検証する議会公聴会

海外立法情報課 西住 祐亮

*2022 年 5 月 19 日、下院外交委員会は、ウクライナ危機のインド太平洋地域への示唆を検証する公聴会を開催し、専門家 4 名を証人として招いた。日本関係に注目して、4 名の見解を紹介する。

1 概要

2022 年 5 月 19 日、下院外交委員会のアジア・太平洋・中央アジア・不拡散小委員会は、「ウクライナ危機:インド太平洋政策への示唆(The Ukraine Crisis: Implications for U.S. Policy in the Indo-Pacific)」と題する公聴会を開催した。この公聴会には、戦略国際問題研究所(Center for Strategic and International Studies: CSIS)オーストラリア部長兼上級顧問のチャールズ・エデル(Charles Edel)氏、CSIS 中国パワー・プロジェクト(China Power Project)部長のボニー・リン(Bonny Lin)氏、ブルッキングス研究所(Brookings Institution)インド・プロジェクト部長のタンビ・マダン(Tanvi Madan)氏、アメリカン・エンタープライズ研究所(American Enterprise Institute: AEI)アジア研究部長兼上級研究員のダン・ブルーメンサール(Dan Blumenthal)氏が証人として招かれ、それぞれ証言を行った¹。四者はいずれもウクライナ危機が持つ示唆の大きさを指摘し、また、インド太平地域においては、危機が生じる前から準備をすることがより重要になるとの考えを強調した²。

2 チャールズ・エデル氏(戦略国際問題研究所)

エデル氏は、ウクライナ危機に対するインド太平洋諸国のこれまでの対応を整理した上で、ウクライナ危機の教訓として、8項目から成る提言を示した。

ウクライナ危機に対するインド太平洋諸国の対応については、急激に結束を強めた欧州諸国とは対象的に、国による対応の違いが大きいと指摘した。特に東南アジア諸国連合(ASEAN)に関しては、ロシアによるウクライナ侵攻に支持を表明したミャンマーから、侵攻を強く非難して独自の対ロシア制裁を発動したシンガポールに至るまで、対応の違いが大きいとした。日本については、米国及び G7 と連携して各種制裁をロシアに課していること、ドローンや防弾チョッキ等の防衛装備品をウクライナに提供したこと、3 億ドル3相当の経済・人道支援を行ったことなどを紹介した。また、ロシアがクリミアを併合した 2014 年の時と比べて、対応を強化

^{*} 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年6月8日である。

¹ "The Ukraine Crisis: Implications for U.S. Policy in the Indo-Pacific," Hearing of the Subcommittee on Asia, the Pacific, Central Asia, and Nonproliferation, Committee on Foreign Affairs, House of Representatives, 117th Congress, 2nd Session, May 19, 2022. https://docs.house.gov/Committee/Calendar/ByEvent.aspx?EventID=114573>

² 例えばエデル氏は、「ロシアよりも遥かに経済的に強力な相手」が制裁の対象になり得ることや、ウクライナ危機での速やかな行動を可能にした北大西洋条約機構(NATO)のような成熟した枠組みが不在であることなどを理由に、インド太平洋地域における早い準備の必要性を強調した。

³¹ドルは、126円(令和4年6月分報告省令レート)

した国が多いことにも触れ、日本に関しては、「2014年も(ロシアに)制裁を課したが、2022年は制裁対象を大幅に拡大し、制裁の厳格さも強化されている」と評価した⁴。

ウクライナ危機の教訓としては、アジアで同様の危機が生じた場合に備えて、対応のための 雛形 (template) を予め構築しておかなくてはならないと強調した。具体的には、①対中国を念 頭に置いた制裁リストを用意すること、②中国の経済的圧力に備えて、希少資源・物資の備蓄 を各国に奨励すること、③中国の虚偽情報に対抗するための支援を拡大すること、④東アジア に対する国務省対外軍事基金 (Foreign Military Financing: FMF) を増額すること、⑤「最前線 にいる国々」⁵による軍事力強化の取組を直ちに支援すること、⑥インド太平洋地域での軍事プ レゼンス拡大を目指す同盟の取組を加速させること、⑦不測の事態に備えて、緊密な同盟国と 共同管理する基金を創設すること、⑧緊密かつ信頼できる同盟国への機密技術移転を円滑にす るために、関連する国内法・行政プロセスを刷新することを提言した。

日本に直接関係することとしては、⑥の提言の中で、インド太平洋地域での戦力投射能力 (projection capabilities) ⁶を向上させることが、日本にとって重要であると指摘した。

3 ボニー・リン氏(戦略国際問題研究所)

リン氏は、ウクライナ危機に対する中国の立ち位置の変化と、中国が危機から学んだ教訓について論じた上で、米国に対する 4 項目の提言を示した。

中国の立ち位置の変化については、侵攻前及び侵攻当初に見られた強いロシア支持の姿勢を 少しずつ変化させていると指摘した。他方、ウクライナ危機への中国の立場は「中立とは程遠 いものである」とも指摘し、例として、ロシアの虚偽情報⁷拡散に中国が加担していることなど を問題視した。

中国が危機から学んだ教訓に関しては、「米国の軍事的拡大がインド太平洋地域において紛争を誘発する」「他国の対中依存と自国の自給自足を強化する必要がある」「軍事力の現代化を更に進める必要がある」といった信念を、更に強めていると指摘した。

米国に対する提言としては、①軍事・抑止に関する幅広い選択肢をインド太平洋地域で確保すること、②インド太平洋と欧州だけでなく、中東やアフリカなどでもパートナー国との関係強化を進めること、③ウクライナに世界の注目が集まるこの機会を利用して、台湾の防衛力と国際的地位を強化すること、④中国による仲介の試みがロシアを利することのないよう警戒を怠らないことを指摘した。

①の提言の中では、中国と同盟国の双方に誤ったメッセージを送りかねないとして、核兵器の「先制不使用 (no first use)」や「唯一目的化 (sole purpose)」 8 を宣言することには慎重で

⁴ その他、エデル氏は韓国について、「2014 年は、ロシアに制裁を課さなかったが、2022 年は、規模や強度で他国に見劣りはするものの、ロシアに対して制裁を課している」と評価した。また、ニュージーランドについては、「2014 年は、クリミア併合に関わる数名を対象とする象徴的な制裁を課しただけであったが、2022 年は、オリガルヒへの強力な制裁を可能とする法律を速やかに成立させた」と評価した。ニュージーランドが成立させた法律については、内海和美「【ニュージーランド】2022 年ロシア制裁法の制定」『外国の立法』No.292-1, 2022.7, pp.6-7.

⁵ エデル氏は、具体的に台湾、フィリピン、ベトナムを例に挙げた。

⁶ 国家が領域外において軍を展開・維持する能力を指す。

⁷ リン氏は、「ウクライナの生物兵器研究所に米国が出資している」との虚偽情報を例に挙げた。

⁸ 核兵器の「先制不使用」は、米国が核攻撃を受けない限り、核兵器を使用しないとする方針で、「唯一目的化」は、 核攻撃に対してのみ核兵器を使用するとする方針である。両者は近い概念であり、核兵器の役割を縮小しようとす る考えに基づく点も共通するが、「唯一目的化」は核攻撃を抑止するための先制核使用を認めているため、「先制

あるべきだと主張した。

4 タンビ・マダン氏(ブルッキングス研究所)

マダン氏は、ウクライナ危機がインド太平洋地域(特に南アジア)に与える示唆について論じ、その上で、8項目から成る提言を示した。

インド太平洋地域への示唆としては、日米豪印戦略対話(quadrilateral security dialogue: Quad. クアッド)への影響も指摘した。ウクライナ危機でのインドの対応が、他の3カ国の間にインドへの疑念を生み、クアッドよりも他の協力枠組みに力点が置かれる可能性があると論じた。また、こうした事態を回避するためには、日米豪がインドとの相違を適切に管理すること⁹や、クアッド内の対立を煽(あお)る中国の試みに対処することが重要になるとした。

提言としては、①対中国に関する南アジア内の多様な立場を認識すること、②米中競争が激化する中で顕在化した「新たな非同盟主義(new non-aligned)」に対処すること、③南アジア諸国に対して、言説だけでなく、中身のある解決策や中国に代わる代案を提示すること、④南アジア諸国が抱える問題に対処するよう志を共にする国々(日本、英国、オーストラリアなど)にも呼びかけること、⑤ウクライナ危機によって生じた経済・エネルギー・食糧問題の緩和に向けて、各国とも連携しつつ行動すること¹⁰、⑥南アジア各国の事情に配慮し、過度な期待を寄せないこと、⑦インドの対ロシア姿勢が短期的に変わることがないことを理解すること、⑧懸念される台湾有事などに関して、米国とインドが率直な議論を行うことが重要であるとした。

5 ダン・ブルーメンサール氏(アメリカン・エンタープライズ研究所)

ブルーメンサール氏は、ウクライナ危機の歴史的重要性を指摘した上で、危機から学ぶべき 3つの教訓を示した。

ウクライナ危機の歴史的重要性に関しては、第二次世界大戦後の国際秩序にとって「最も破壊的な出来事(most disruptive event)」であると指摘した。また「大国による攻撃は伝染するものであり(like a contagion)、一度広がってしまうと阻止するのが困難であることを、歴史は教えてくれる」と述べ、大国による攻撃を抑止・撃退するための国家間協力を確かなものにしなくてはならないと主張した。さらに、秩序の崩壊を望むのはプーチン(Vladimir Putin)大統領だけではないとも述べ、習近平国家主席が、ロシアの侵攻を支えることを中国の地政学的利益であると考えていると指摘した。

ウクライナ危機から学ぶべき第一の教訓としては、2022年2月4日の中露共同声明が持つ重みを指摘した。具体的には、北大西洋条約機構 (NATO) や米国のインド太平洋戦略を「イデオロギー的な冷戦アプローチ」と批判している箇所などに注目し、中露両国の首脳・高官から発せられる言葉を、単なるプロパガンダとしてではなく、米国に対する明白な警告として受け止

不使用」に比べると、一定の曖昧さを残す方針であるとされる。「バイデン氏の「核の先制不使用宣言」と日本の最善策は:米識者に聞く」『朝日新聞』2021.11.30. https://digital.asahi.com/articles/ASPCY3S2WPC3UHBI001.html; Ankit Panda & Vipin Narang, "Sole Purpose is not No First Use: Nuclear Weapons and Declaratory Policy," War on the Rocks, February 22, 2021. https://warontherocks.com/2021/02/sole-purpose-is-not-no-first-use-nuclear-weapons-a nd-declaratory-policy などを参照。

⁹ 特定分野における意見の相違が、大きな対立に発展したり、クアッド自体の機能不全につながったりしないよう努力することなどを指していると見られる。

¹⁰ マダン氏は、「経済・エネルギー・食糧問題の責任は米国の側にある」とする中国・ロシアの宣伝に対抗する上でも、こうした取組が有用であると指摘した。

めるべきであると強調した。

危機から学ぶべき第二の教訓としては、アジアや中東で広がる中立・傍観 (neutrality and fence-sitting) の動きに対処する必要性を指摘した。中立・傍観の広がりは、米国の戦略を損なう懸念すべき問題であり、中国は長年、こうした潮流を後押ししてきたと論じた。また、中国・ロシアとの競争に注力するために、他の地域への関与を低下させるといった発想も捨て去るべきであると主張した。

危機から学ぶべき第三の教訓としては、ウクライナで戦争を抑止するのに失敗した現実を、明確に認識すべきであると指摘した。機密情報を積極的に開示する米国の手法については、侵攻後の西側諸国の結束に貢献したと評価する一方、侵攻そのものを防ぐことはできず、中国に対しても抑止効果は期待できないであろうとした。他方、対中抑止の上で鍵を握るものとして、経済面でのエスカレーション・ドミナンス(escalation dominance)¹¹を確保することがあると論じた。具体的には、各国が中国経済に依存しているのと同様、中国も世界経済に依存していることを指摘し、危機の際に中国のこうした脆弱性を突くことができるように、今の段階から各国と共に備えをしておくことが重要であるとした¹²。

また、日本に直接関係することとして、福島第一原子力発電所の処理水放出計画を念頭に、 中露が2月4日の共同声明で、日本を「環境汚染者」であると批判したことを紹介した。

_

¹¹ 事態エスカレートの各段階で優位を保ち、相手にエスカレーションのリスクを認識させることで抑止を目指す考えを指す。従来は主に軍事分野で用いられる概念であるが、ここでは経済的手段の応酬という文脈で用いられている。エスカレーション・ドミナンスの概念については、後瀉桂太郎「抑止概念の変遷:多層化と再定義」『海幹校戦略研究』2015.12、pp21-44. https://www.mod.go.jp/msdf/navcol/assets/pdf/ssg2015_12_02.pdf などが詳しい。

^{12 2018} 年 7 月開催の議会公聴会に招かれた際も、ブルーメンサール氏は同様の見解を示していた。西住祐亮「【アメリカ】中国の挑戦に関する議会公聴会 —第 1 回:経済的圧力—」『外国の立法』No.277-2, 2018.11, pp29-31. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo 11179153 po 02770213.pdf?contentNo=1>